

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

小さくてもきらりと輝く町・しもかわ再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡下川町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 下川町の現状

北海道北部に位置する下川町は、644.2km²の面積を有し、その90%が森林に覆われている自然豊かな町で、環境に配慮した町づくりを進めています。

下川町は、林産業・農業・鉱業を基幹産業として発展し、昭和35年には、下川町の人口も15,000人を越え、町は大変な活況を呈していましたが、昭和58年に三菱下川鉱業所が休山、昭和61年にはサンル鉱山が休山となり、また同時期に町内にあった二つの営林署が一つに統廃合となり、さらには旧国鉄名寄本線の廃止が重なったことで産業が衰退し、人口は急激に減少し平成17年3月末では4,097人となっています。

(2) 下川町のこれまでの取り組み

急激な過疎化が進む中、町がなくなるという不安に町民が知恵を絞り、まちの活性化を図るため、全国の都市住民を対象にした「ふるさと会員制度」や「子牛の名付け親制度」、「ふるさと2000年の森制度」など様々な取組が行われてきました。

このように、下川町の自然や森林、農産物などの地域資源を有効に活用する中から、「トマトジュース」や「手延べ麺」など多くの特産品の開発と地場産業の育成が行われ、過疎をくい止め、まちの活性化を図ろうとする事業が多岐にわたり行われています。

林業分野での取り組み

下川町の基幹産業の一つである林産業は、循環型林業の確立を図るとともに環境に配慮した森林整備を進めています。また、下川町では、世界規模で森林認証を行っている FSC（森林管理協議会）の森林認証を平成15年8月に全国で12番目、北海道では初めて取得しています。

また、この認証林から出された木材を加工する工場の認証制度であるCOC認証も、地元森林組合と製材工場3社が取得しており、環境に配慮した木材製品が生産・販売されています。

下川町は、平成16年4月、下川町の森づくりに関し基本理念を定め、今後の森林への取組の基本とする「下川町森林づくり条例」を制定、平成17年4月には下川町の森林整備に共鳴する個人、団体から寄付を募り、その年の森林整備の経費の一部とする

「下川町森林づくり寄付条例」を制定しています。

農業分野での取り組み

下川町の農業は、稲作・畑作・畜産が中心で経営耕地面積は約3,700ha、1戸あたりの平均経営耕地面積は約20haとなっています。

近年、環境に対する意識の高まりやBSE、鳥インフルエンザなどの問題の発生を契機に、全国的に安全・安心な食料生産への期待が高まる中、下川町における農業の現場でも、環境保全への対策や減農薬への取組を強化し、環境に配慮した農村づくりを進めています。

地場産業の取り組み

昭和56年10月の湿雪により町有林、民有林のカラ松林が被害を受け、その被害木処理として、それまで間伐材利用法として研究していた「木炭事業」が翌年度から始まっています。この木炭事業からカラ松木炭や木酢液、燻煙材など多くの製品を創り出しています。

また、異業種の方が協同組合を設立し、精製木酢液や笹のエキスを利用した化粧品、地元の紫蘇の葉を利用したシソジュースなどの商品開発も行っています。

近年では、FSC材を利用した割り箸の商品化が行われています。

その他の取り組み

昭和58年に誘致に成功し地元産業として根付いている日本マイザー株式会社は、平成16年、会社の方針を国内では技術開発と高度な製品の製造に特化していくこととし、道内3工場を2工場に再編するとともに、下川工場は、高度先端技術の開発部門の拠点として、体制の充実を図っていくこととなっています。

また、既存産業の発展と新たな産業の創造は、雇用の場の確保につながり、地域の発展や活性化には欠かすことのできないものです。そのため、下川町では、豊かな自然を生かした産業の振興を図るために必要なノウハウや人材の蓄積、産業間の連携などを推進するために、平成14年4月(財)下川町ふるさと開発振興公社内にクラスター推進部を設置しました。

なお、昭和58年に誘致に成功した日本マイザー株式会社(光学硝子部品製造業)は、雇用創出につながっています。

(3) 地域再生計画の目標

下川町の基幹産業の一つである林産業は、前述のとおり各種の取り組みを実施しているものの、近年、輸入材との価格競争により厳しい状況が続いています。また、もう一つの基幹産業である農業についても、輸入農作物との価格競争により厳しい状況が続いています。さらに、林産業、農業ともに人材や後継者が不足し、大きな問題となっています。

そうした状況を踏まえ、下川町の再生を図るには、基幹産業である林産業、農業が地場産業と有機的に関わり、そこに森林資源を活かしたつまもの事業や森林の持つ機能の一つである癒しの効果を利用した新たな産業が興り、クラスター的な発展のもと雇用の創出が図られることが必要です。

本計画は、雇用の創出を核として下川町の再生を図ることを目標とし、それを達成する方策として以下に記載する事業を推進します。

森林資源を活かした産業の育成

社会、経済、環境に配慮した循環型林業や森林整備によるFSC認証の取得を進めるなど、木材製品の高付加価値化を図ります。

さらに、森林の持つ機能を活用した森林療法等の取組や、林産資源を活かした新たな事業の取組みにより雇用の創出を図るとともに、交流人口の増が見込まれます。

特産品の製造強化

安全で安心な食を目指し環境に配慮した農業を推進するとともに、特産品のフルーツトマトやトマトジュースの原料トマトを増産していくため、建設業の農業分野への進出を推進し、特産品の需要の増大に対応できるよう取り組みます。

産業活性化に向けた人材の育成等

工場貸付制度を利用した誘致活動を推進していくと共に、これまでに誘致した企業と連携し、企業が取り組む高度先端技術開発など新たな取組みに対しての人材育成を図ります。

また、地域の企業が、新分野進出や経営の多角化を進める上で必要な人材の確保を円滑に進めるため、地域外へ雇用機会についての情報発信を行い、地域外求職者の相談を実施し、中核的な人材の確保を図ります。

～ の事業に取り組むことにより、地域産業の振興や起業化、企業誘致を図り、かつ各々の産業が連携してクラスターの的に発展させ雇用の創出を核とした下川町の再生を図り、もって人口の小さな町でも産業の振興により、魅力ある地域づくりを実現し、ひとときわ輝く下川町を目指します。

(目標)雇用者数の増加 40名

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域再生計画の目標を達成するために下記に掲げる事業に取り組む、雇用の創出を核として下川町の再生を図ります。

森林資源を活かした産業の育成については、社会、経済、環境に配慮した循環型林業の促進や森林整備によるFSC認証の取得を進め、木材製品の高付加価値化を図ります。

特産品の製造強化については、安全で安心な食を目指し環境に配慮した農業を推進するとともに、特産品のフルーツトマトやトマトジュースの原料トマトを増産していくため、建設業の農業分野への進出を推進し、特産品の需要の増大に対応できるよう取り組みます。

産業活性化に向けた人材の育成等については、工場貸付制度を利用した誘致活動を推進していくと共に、これまでに誘致した企業と連携し、企業が取り組む高度先端技術開発など新たな取り組みに対応できる人材の育成を図ります。また、地域の企業が、新分野進出や経営の多角化を進める上で必要な人材の確保を円滑に進めるため、地域外へ雇用機会についての情報発信を行い、地域外求職者の相談を実施します。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業・・・該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 1で掲げた事業を推進するに当たっては、基幹産業を中心とした各産業において中核的な役割をはたすことのできる人材の育成が急務であり、こうした課題を克服し地域の産業を活性化させ雇用機会の増大につなげていくことは、町の再生をはかるには必要不可欠であります。そのため、下記の地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)を活用しながら、以下に掲げる事業を行うこととします。

5 - 3 - 1 厚生労働省 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)における取り組み

産業の振興や起業化、企業誘致により雇用の創出を図るため、下川町独自の取り組みと共に、新たな取り組みとして以下の から の6つの事業を計画し、その事業を実施するため地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)に取り組みます。

なお、当事業は下川町、下川町商工会、北はるか農業協同組合、下川町森林組合、NPO法人しもかわ観光協会、下川林産協同組合、下川町建設業協会、(財)下川町ふるさと開発振興公社、北海道立林産試験場で構成する下川町雇用創造促進協議会で実施します。また、当事業については、平成17年度～平成18年度に実施することとしています。

森林組合事業拡大のための人材育成

構造用集成材は、輸入材や国内メーカーの価格競争が激化しており、新たな市場を見つけることが急務であります。

一方、住宅の防腐土台においては、無垢材の加圧注入防腐処理が主流となっておりますが、寸法精度や経年変化などにより、近年、集成材の防腐土台にニーズがあります。難しいとされていた集成材防腐処理については、機械装置が改良され実用レベルに達しており、平成17年度に防腐加工施設を導入整備します。

こうした新しい機械装置を創業するためには、知識や技術の取得が必要となりますので、メーカー及び専門研修機関での技術習得や供給先での製品品質の事業指導派遣研修及び事業展開のための事業指導を受けます。

また、製品の品質性能保証がないと販売につながらないことから、AQ認定(新しい木質建材等)についての品質性能表示の認証)等の技術養成講習会へ参加します。

森林等資源を活かした事業展開のための人材育成

料理などに添える山や森の恵みである色どり（葉や小枝など）は、その殆どが徳島県などからの空輸によって北海道に流通しています。また、手芸やクラフト、癒しグッズとしての小枝や木の実、炭などの需要が高まってきています。

事業化に当たり実施した調査では、資源が豊富であることから「木の葉、木の実、小枝、野草」など、供給可能であるが事業の展開を行うためには、採取と栽培技術、加工技術を持った人材が必要であります。

こうしたことから、先進地において採取・栽培・加工技術を習得し、供給先へ行き製品品質の事業指導派遣研修及びホテルの調理人や市場関係者などを招聘して事業展開のための事業指導を受けます。

建設業の農業参入のための人材育成

下川町の建設業界は、公共事業の減少や民間需要の低迷等により大変厳しい状況にあり、雇用規模が縮小傾向にあることから、新たな雇用の受け皿が急務となっています。

こうしたことから、下川町では緊急地域雇用創出特別対策推進事業において、「建設業等の農業分野での事業化調査」を実施しており、その結果農協を通じた販路と加工用定価買取制度があることから、トマト栽培に参入することとし、農家での実習をスタートさせています。

そこで、トマト栽培従事者を対象に育苗、土作り、温度管理、病虫害対策などの施設栽培の技術取得や現地での技術指導を受けます。

進出企業の新たな事業のための人材育成

昭和58年に企業誘致第1号として日本マイザー(株)が操業を開始し、20年を経過した現在では、地域に根ざした地元企業として発展しています。

こうした中、厳しい国際価格競争の中で加工製造部門は国外において生産体制を強化し、国内においては技術開発と高度な製品製造に方針を転換していくということから、新たな事業展開のための専門的な知識・技術を持った人材が必要となっています。

また、この外に木炭関連の新規事業の計画があり、事業展開のための知識・技術の習得が必要となっています。

こうしたことから、新製品の技術取得、生産管理技術の習得など中核的な人材の研修派遣と現地技術指導を受けます。

森林資源を活かした新産業創造のための人材育成

地域の優位性である森林・林産業をベースとした視点から、豊富な森林資源を活用した新たな産業を創造するため、興味を持っている人たちが集まり勉強会活動や森林・林業体験ツアー等の企画・運営を行ってきています。

こうした中、近年、エコツアーやセラピーツアーへの需要が高まりを見せており、森林のまち下川町の特色を生かした「森のツーリズム」と「森のセラピー」を基盤とした、新産業の創造を目指しています。

しかしながら、森林ガイドや森林セラピストのためには、情報の収集や専門的な知識、技能が必要であります。

こうしたことから、森林ガイドおよび森林セラピストの中核的な人材を養成するため、森林インストラクター資格取得や自然ガイドの講習会などに参加すると同時に、事業拡大に備え基礎的な講習会を開催し、雇用の裾野を広げます。

人材誘致のための情報提供

地域企業が新分野進出や経営の多角化を進めるためには、地域内だけでは企業が求める能力・スキルと個人が持つ能力・スキルとの間にギャップがあり、事業展開が困難であります。

こうした雇用のミスマッチを解消するため、地域外へ雇用機会の情報発信（U・Iターンフェアなど）を通じて、企業側と個人のニーズを適切に把握して、それに合致した就業が円滑に進むようにするため地域外求職者の相談を実施し、地元企業で不足している中核的な人材を確保するとともに、経営の安定化を図り雇用機会の拡大を目指します。

5 - 3 - 2 下川町独自の取り組み

下川町の産業振興を促進し地域の雇用の創出を図るために、町独自の取り組みとして、下記に掲げる事業を進めていき、総合的な相乗効果による目標の達成を目指します。

中小企業振興事業

下川町中小企業振興条例に基づき、下川町における中小企業者の自主的な経営努力を助長し、中小企業の経営基盤の強化と、経営の革新等を図るために必要な助成を行い、中小企業の育成振興を図るとともに新規雇用創出を目指します

ア 中小企業振興資金の設置と利子補給

中小企業の資金の円滑化を図るため、中小企業振興資金（運転資金、設備資金、新分野進出資金）を設けるとともに、その借入金の利子に対して年3%と北海道信用保証協会が定める保証料率を加えた率に相当する額を利子補給します。（ただし、融資利率が4%以下のときは、その融資利率から1%を減じて得た率に北海道信用保証協会が定める保証料率を加えた率に相当する額）

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：利子補給金（H17） 6,680千円（全額町費負担）
預託金（H17）70,000千円（全額町費負担）

イ 企業振興事業・人材育成事業

中小企業の育成振興を図るための経営アドバイス、新商品等の研究開発、販路開拓、包材の製作、人材育成等に対して助成を行います。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：補助金（H17）1,000千円（全額町費負担）

起業化促進事業

起業化を促進するため、起業化する者に対し必要な助成を行うことにより新たな事

業の創出を図るとともに、新規雇用の創出につなげます。

ア 起業化助成事業

町は、新たな事業の創出を図るため自ら樹立した起業化計画を募集し、町長が認定した起業化計画を実行する個人、団体及び中小企業者（事業開始後3年以内）に対して助成を行います。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：補助金（H17） 3,000千円（全額町費負担）

イ 起業化資金の設置と利子補給

起業化をするために必要な資金の円滑化を図るため、起業化促進資金を設け、その借入金の利子に対して年3%の率に相当する額を利子補給します。（ただし、融資利率が4%以下のときは、その融資利率から1%を減じて得た率に相当する額）

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：利子補給金（H17） 60千円（全額町費負担）

ウ コミュニティビジネス助成事業

地域が求める、地域のためになるコミュニティビジネスや小規模ビジネスを行おうとする個人、団体に対して町は助成を行います。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：補助金（H17） 1,500千円（全額町費負担）

企業立地促進事業（工場等貸付け事業）

下川町における企業の立地を促進するため、町は特に必要があると認めるときは、工場等の操業に必要な土地の取得、製造及び工場等の建設又は既設の建物を工場等に改修し貸し付けます。ただし、雇用者の増がある場合とします。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：土地の取得、工場等の建設にかかる経費は、下川町資金積立金条例に基づく財政調整積立金及びふるさとづくり基金の概ね20%の範囲となります。

下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例

下川町の自立促進に資するため、租税特別措置法の規定の適用を受ける製造の事業、ソフトウェア業の用に供する機械及び装置を新設し、又は増設した者について、かかる固定資産税について3箇年度分の固定資産税に限り免除します。

下川産業クラスター推進事業

地域の優位性を発揮しながら、地域の資源や人材を活用して、新たな産業創造と新たな社会システムづくりや行政施策に即応し地域産業の振興を図ることを目的に、財団法人下川町ふるさと開発振興公社内にクラスター推進部と販売促進部を設置し、町は経費の一部を助成しています。

- ・実施主体：下川町ふるさと開発振興公社
- ・事業規模：事業予算（H17） 24,600千円（内町助成14,200千円）

農林業振興事業

農林業者の自主的努力を基に、経済社会の進展に対応する農林業の振興の確立を促

進するため、諸施策を総合的に講じて農林業の経営安定を図るとともに、新規雇用の創出につなげます。

ア 農林業振興事業

農林業者、生産組合などが行う生産技術の試験、研究、開発及び調査、認定・認証の取得、酪農ヘルパー事業、造林・保育事業、土づくり事業、などに対して助成を行います。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：補助金（H17） 7,820千円（全額町費負担）

イ 農村環境対策事業

農業者が行う堆肥舎の整備、廃プラ、廃タイヤ処理対策事業に対して助成を行います。

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：補助金（H17） 9,530千円（全額町費負担）

ウ 地域材産業振興資金利子補給

地域材加工流通施設の経営安定、流通の合理化を図るため金融機関から借り入れた木材産業等高度化推進資金等に対して、年3%に相当する額を利子補給します。（ただし、融資利率が4%以下のときは、その融資利率から1%を減じて得た率に相当する額）

- ・実施主体：下川町
- ・事業規模：利子補給金（H17） 1,780千円（全額町費負担）

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

町独自の施策による目標の雇用の増10名の評価については、各事業の実施状況の把握により、本計画期間中の毎年度、新たな雇用者数の実態調査を実施し、雇用者数を確認するとともに、各企業の取り組み状況についても商工会などの団体を含め聞き取り調査を行います。

また、地域提案型雇用創造促進事業による目標の雇用の増30名の評価については、平成17年度、平成18年度に評価を実施しますので、その評価にもとづき雇用者数を把握し評価します。

さらに、工業統計調査により、調査確定後における町全体の業種別雇用者数の増を調査し本計画の総体的な評価をします。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項・・・該当無し